

利	益	相	反		
マ	ネ	ジ	メ	ン	ト
ガ	イ	ド	ブ	ツ	ク

～安心して産学連携を推進するために～



Version 2023

横浜国立大学利益相反マネジメント委員会  
横浜国立大学研究インテグリティ連絡会

## はじめに

法人化以降、大学と企業等との連携を活発化することが求められ、企業等との関わりが強くなる中で、利益相反マネジメントもますます重要性を増してきています。

他方で、先生方の中には「利益相反って何に気を付ければいいのか?」「どのようなことをすれば利益相反になるのか?」「利益相反自己申告書の提出を求められたけど、何を聞かれているのかいまいちわからない…」など疑問に思われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

このガイドブックは、本学に新たに着任した先生方、また、すでに産学連携活動を積極的に進めていらっしゃる先生方へ向けて、利益相反マネジメントの基本的な内容をわかりやすく解説し、理解を深めていただくために作成したものです。

ぜひご一読いただき、本ガイドブックの留意点を踏まえながら、産学連携活動をより一層推進していただけると幸いです。

# 利益相反マネジメントガイドブック

## 目次

1.	利益相反状態って何？なぜマネジメントが必要なの？	1
2.	利益相反マネジメントはどのような場合に必要なの？	2
3.	(留意点①) 企業等で兼業する場合	3
4.	(留意点②) 自身が役員等を務めるベンチャー企業で兼業する場合	4
5.	(留意点③) 共同研究等に学生を参画させる場合	5
6.	(留意点④) 共同研究先等から社会人学生を受け入れる場合	7
7.	(留意点⑤) 寄附金を受け入れる場合	8
8.	(留意点⑥) 兼業先・外部資金受入先など、 自身と関係がある企業等から物品を購入する場合	8
9.	(留意点⑦) ライフサイエンス研究を実施する場合	9
10.	(留意点⑧) 外国の政府・研究機関や企業等との間で兼業したり、 資金提供を受けたりする場合	10
11.	利益相反に関する相談窓口	11

## 1 利益相反状態って何？なぜマネジメントが必要なの？

利益相反状態とは、**大学組織に所属している教職員と、教職員の個人的な利益や利害が対立していることによって、職務や業務の公正性が失われる（恐れがある）状態**をいいます。

例えば、大学の外で兼業している場合や、自分の研究をもとに自分のベンチャーを作った場合は、同じ人物が大学の立場と兼業先の立場の両方を持つことによって、社会一般の人（外部）から見たときに、**きちんと両者が切り分けられていないのではないか、あるいは教職員の所属組織における意思決定にバイアス（歪み）が生じているのではないか、**などという疑念が生じる可能性があります。



利益相反マネジメントは、そのような「外部からの見え方」に対して適正なマネジメントを行い、説明責任を果たすことを主眼に置いています。先生方の個人個人の想いではなく、**客観的な外部からの見え方の問題**であることに注意が必要です。

一方で、産学連携を推進するとどうしても「利益相反状態があるように見える」状況は生じます。大切なのは、このことを念頭に置きつつ、**普段から意識して、疑いを生じやすいファクターに対して対外的な説明をできるように準備しておくこと（＝マネジメント）**です。

大学が実施する利益相反マネジメントの最初のステップは、個々の先生方から誠実な申告を受け、先生方の状況を把握することです。これによって、大学が**事前に想定されるリスクに対し適切なアドバイスを行うこと**、また、万一、外部から疑いの目を向けられたときに、**大学が必要な説明を行い、社会的責任を果たすこと**を目的としています。

これは、先生方を守ることに繋がります。

### Check Point

**利益相反マネジメントとは、外部から見たときに利益相反の疑念が生じることを避け、また疑念に対して適切な説明を行うために、大学が個々の教職員の状況を把握し、適正なマネジメントを行うことです。**

## 2 利益相反マネジメントはどのような場合に必要なの？

利益相反マネジメントを必要とする例には、次のような場合が考えられます。  
(※以下、自身及び自身の「配偶者」や「一親等内の親族」も含めます)

- 共同研究費・受託研究費・寄附金等の外部資金の受け入れがある
- 自身がかかわった大学発ベンチャーと兼業している
- 企業（大学発ベンチャー含む）に技術移転して、ライセンス料を受領する関係にある
- 講演・助言等によって第三者機関から年間 100 万円を超える報酬を得た
- 株式・未公開株式を保有したり、あるいは役員に就任するなどして企業の経営に関与している

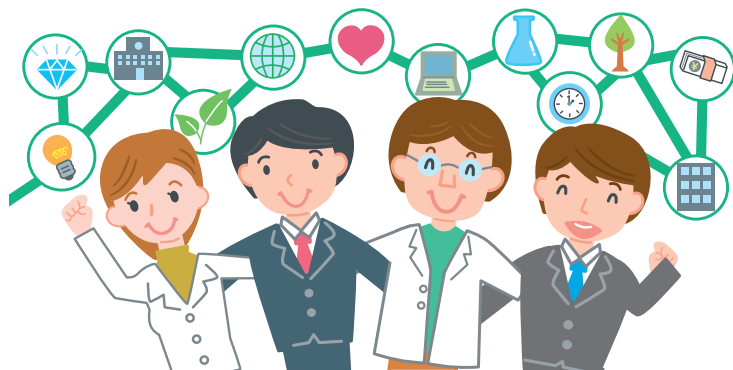
など

利益相反マネジメントのポイントとなるのは、

- ① **社会一般の人（外部）から見たときに、**
- ② 大学の「人」、「モノ（設備・施設を含む）」、「お金」、「知・情報」などを、
- ③ 大学への手続きや許可なく、自身（自身の親族を含む）または、自身が関係する**第三者機関のために用立てているのではないかと疑いを向けられる状態をいかに回避・軽減し、またそのような状況に対して説明責任を果たせるか**

というところです。

具体的に見ていきましょう。



### 3

## 留意点① 企業等で兼業<sup>\*</sup>する場合

※この場合の「兼業」とは職務外兼業を指します

営利企業、あるいは非営利企業等で兼業を行う場合、兼業先の業務は職務外の活動となり、**明確に大学の業務と区別する必要**があります。

◎次のような状況は避けなければいけません。

- 人** —— 大学の業務時間内に兼業先の業務を行うこと  
有償（公費）・無償問わず、指導学生やスタッフを、大学の許可なく兼業先の業務に従事させること  
兼業先との共同研究等で、兼業先の立場で研究担当者になること
- モノ** —— 大学の施設や設備備品を、大学の許可なしに兼業先の用務に使用すること、または兼業先の従業員に使用させること
- 知や情報** —— 大学の知的財産や固有の情報を、大学の許可なく兼業先において使用したり、兼業先に帰属させたりすること

◎また、次のような状況は、外部から見たときに利益相反の懸念を抱かれるおそれがあるので、説明責任を果たせるよう、相手方との協議を進める前に大学に相談し、より一層の状況の整理が必要です。

- お金** —— 兼業先から共同・受託研究費や寄附金、学術指導などの外部資金を受け入れる  
兼業先に対し、高額な物品・役務の発注をする・・・など

なお、**兼業に従事する時間が多すぎたり、兼業の報酬が高額すぎたり**することについても、兼業の承認を受けた範囲を逸脱し、不適切な状況ではないかなどの疑念を抱かれる可能性があります。**適正なエフォート管理が必要**です。



## Check Point

- 大学へ申請・届出等の必要な手続きを行っていますか？
- 兼業先との間で「人（学生含む）」、「モノ（設備・施設を含む）」、「お金」、「知や情報」の切り分けはできていますか？
- 届出を行った従事時間以上に、兼業先業務のエフォートを割きすぎていませんか？

## 4

## 留意点②

自身が役員等を務めるベンチャー企業で  
兼業する場合

自身のベンチャー企業との間で兼業を行う際は、通常の兼業と比べて、**より業務の切り分けが困難であることから、特に利益相反の懸念が生じやすい**ことに留意してください。

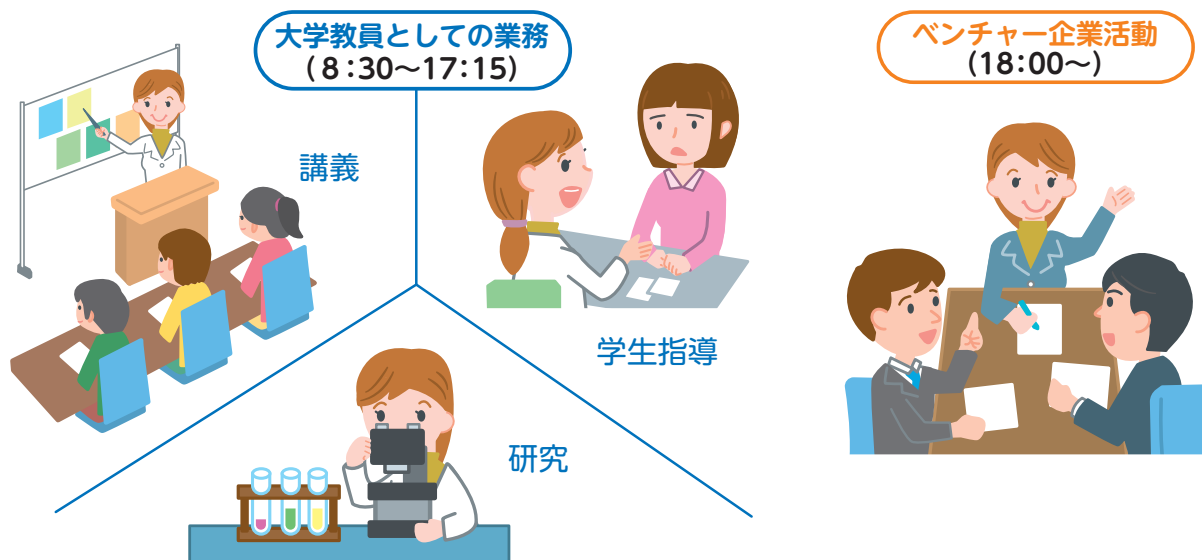
●基本的に留意いただく点は**この冊子3ページ目に記載の留意点①の場合と同じ**です。  
外部に対して適切に情報開示を行うことにより、一層の透明性の確保をお願いします。

●留意点① (p3) の他に、ベンチャー企業兼業の際には次のことに注意してください。

**人**——原則、事前に承認を受けた兼業時間の範囲内での活動をお願いします。  
大学の活動か、ベンチャー企業の活動かが分かるよう、ラボノートを付けるなど不断に対外的な説明が行えるようにご準備をお願いします。

**モノ**——価格の多寡にかかわらず、自身のベンチャー企業の商品を購入するために自身で教職員発注を行うことは絶対に避けてください。  
購入を希望する場合は利益相反マネジメント担当にご連絡ください。

**知や情報**——たとえ自身で発明したものであっても、大学が承継を受けている場合の権利者は大学であり、特許技術を企業で使用するには、大学とライセンス契約を交わす必要があります。また、公費で権利化している知的財産をベンチャー企業が無償で使用することはできません。



## Check Point

- ☑ 外部から見たときに常に利益相反の懸念があるように見えることを理解し、日頃から状況の説明が行えるようにご準備をお願いします。

## 5

## 留意点 ③ 共同研究等に学生を参画させる場合

産学連携活動の増加に伴い、学部学生や大学院生等（以下、「学生」といいます）が共同研究等に参画する機会も増大しています。学生にとっても、自分の研究を深め、また企業の考え方を知る経験は貴重なものとなりますが、学生の研究時間や発表の機会を奪ってしまう等のリスクもあります。学生を共同研究等に参画させるときにはどのようなことに留意すればよいのでしょうか。

## ●学生が負う可能性があるリスク

## (成果発表や公表の制限)

共同研究等で契約を締結する際には、通常、研究成果の公表を行う際の条件が書かれています。（公表しようとする〇日前に、相手方の承諾を得なければならない…等。）

当該学生の単位取得や卒業要件となるテーマが、共同研究等によって与えられている場合で、**成果発表の際に相手方企業等の承諾を得られなければ、学生は発表を行うことができず、重大な支障を生じてしまいます。**そのような事態を避けるため、あらかじめ企業との間で緊密に状況を共有し、**学生の担当部分については企業側で不当に制約を課さない等**の調整をお願いします。

## (秘密保持義務)

共同研究等を行う際には、通常、契約書で大学と相手方企業等の相互に秘密保持義務が課されます。学生が参画する場合は、学生にも守秘義務が求められます。違反した場合は、大学だけでなく、**学生本人にも不正競争防止法による民事上・刑事上の責任を問われる可能性**があります（当該秘密が営業秘密に該当する場合）。学生が飲み会の場でウっかり秘密を漏らしてしまった、SNS に実験結果をアップしてしまった…などということがないように、日頃から学生へ適切な指導を行ってください。

なお、秘密が課せられていることで、学生が、就職活動の際に研究内容が話せないなどの支障が出ることも考えられます。また、学生が共同研究先の競合他社の面接選考に参加することもあります。

**秘密情報の範囲を最小限にし、かつ必要最低限のメンバーのみに開示するなど、個別の配慮が必要です。**





## ●学生を参画させる前に

### (説明と同意)

共同研究等に参画することで学生が得られるメリットや注意すべき事項について、教職員は事前に学生に対して説明を行い、必ず本人の同意のうえで参画させてください。学生を無償の労働力として使用するようなことがあってはなりません。また、参画しないことを希望した学生には、別のテーマを与えるなどし、参画の有無によって学生間の差が生じないようにしましょう。

### (学生を雇用する場合、しない場合)

学生を公費で雇用する場合、当該学生は雇用期間中、大学の教職員として扱われます。この場合、学生であっても業務として従事することになるので、労働保険の加入等が適用される一方、知的財産が創出された際には、大学の定めに従った扱いがなされます。

雇用しない場合は、あくまで学生の自由意思による参画となります。参画の前に、学研災等の保険期間が切れていないかなど本人に確認を行ってください。

利益相反マネジメント委員会では、教員用にチェックリストや学生へ向けたポスター、研究にあたっての同意書サンプル等を用意しています。適宜ご活用ください。



[https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/other/conflict\\_of\\_interest/](https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/other/conflict_of_interest/)

- (教員向け) 学生を共同研究等に参画させる場合の事前チェックリスト (非雇用の場合／雇用する場合)
- (学生向け) 共同研究等に参画する場合の留意点 (非雇用の場合／雇用される場合)
- 学生同意書 (例)
- 企業等との共同研究等において、学業に支障が出ないように学生に配慮した好事例

## Check Point

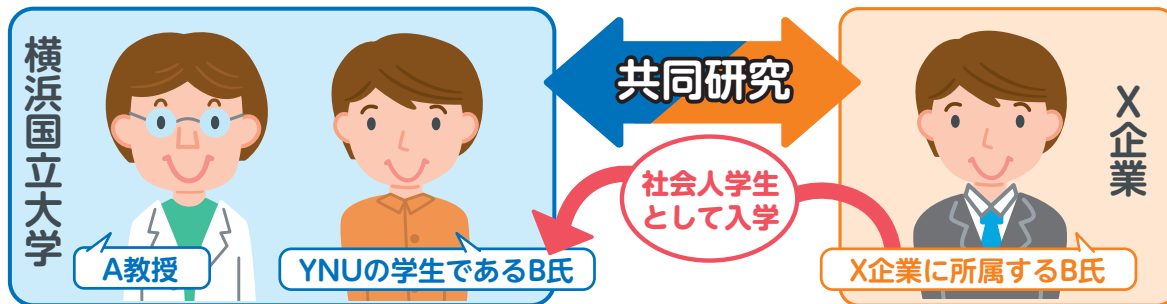
- ☑ **学生の本分は学業です。大学及び教職員は、学生の教育・研究機会を確保し、また学生をリスクやトラブルから守る必要があります。**
- ☑ **共同研究等への参画前に、学生に対して十分な説明を行い、同意が得られた場合にのみ参画してもらいましょう。**

## 6

## 留意点④

## 共同研究先等から社会人学生を受け入れる場合

企業等との共同研究のもとで、当該企業の研究者が博士課程等学生として大学に入学し、研究室で受け入れる場合、あるいは逆に、企業の研究者が博士課程等学生として大学に入学し研究を進める中で所属企業との共同研究に発展した場合の利益相反マネジメントにはどのようなものがあるでしょうか。



## (学位審査)

共同研究先から社会人学生を受け入れる場合、特に利益相反が懸念されるのは、学位審査の評価のときです。これは、**共同研究先との関係によって、当該社会人学生への学位審査の公平性・中立性が損なわれるのではないかと**の疑念が生じる恐れがあるためです。

当然のことですが、社会人学生に対して学位審査を実施する場合は、通常の学生と同一の審査基準で実施してください。また、学位審査において指導教員および共同研究契約における研究担当者は、可能な限り審査員主査から外れていただくのが望ましいです。ただし、適任が学内にいないなど、やむを得ず自身が審査員主査となる場合は、当該共同研究先とかかわりのない学外者を含めることや、論文発表会は公開とすること等をご検討ください。

なお、教員のベンチャー企業の社員を社会人学生として受け入れる場合は、利益相反のリスクが高いので、受け入れ前に利益相反担当に相談してください。

## (秘密保持に関すること)

社会人学生が、自らが所属する企業等の立場で開示する秘密情報は、それを受領した者が受入教員であれば特に懸念すべきことはありません。

ですが、**社会人学生が、他の一般の学生とともに自身が所属する企業等の秘密情報を用いて研究を行う場合には注意が必要です。**

事例ごとに状況は異なりますので、案件の都度、どのような管理方法が適切か等、考えていく必要があります。

## Check Point

- ☑ **社会人学生の学位審査では、受入教員は可能な限り審査員主査を外れる、外部の人を審査員に入れる、論文発表会を公開する、などの取組みを検討し、審査の透明性を損ねないように留意してください。**

## 7

## 留意点 ⑤ 寄附金を受け入れる場合

寄附とは、その納入・受け入れにおいて見返りや対価の授受がない、無償の行為を指します。「寄附金を受け入れたので代わりに〇〇を行う」、などは寄附の趣旨に鑑み不適切です。

- 寄附金の受け入れに関して秘密保持契約書が締結されている場合で、当該秘密保持契約の中に、知的財産の帰属に関する条項が含まれていると、知財が創出されたときに、結果として**寄附金取扱要項に抵触してしまう可能性がありますので避けてください。**
- なお、令和元年度より、寄附の受入に関係するものに限らず、すべて秘密保持契約の締結を研究室や個人名ではなく、学長名で行うこととしています。

## 8

## 留意点 ⑥ 兼業先・外部資金受入先など、自身と関係がある企業等から物品を購入する場合

兼業先の企業等（自身のベンチャー企業を含む）や、共同研究費・寄附金等の外部資金を受け入れている企業等から、大学の公費を使用して物品購入をはじめとする支出契約を行う場合には、**外部から見たときに、当該企業等への利益供与ではないかという疑念を生じさせる恐れがあることに注意が必要**です。

また、発注先が、上記のような兼業先や外部資金受入先でなくても、付き合いの長い特定の業者にばかり発注を行う、自身が理事などの役職に就いている学協会の出版物を公費で大量に購入する、などということも、外部から見たときに当該発注先との不透明な関係性を連想させるものです。

利益相反マネジメントの文脈に限らず、物品の購入等を検討する際には、

- ① 当該物品が必要であること
- ② 価格・数量が妥当であること
- ③ 他の企業の物品ではなく、自身と関係がある企業等の物品を購入する理由
- ④ 発注業者の選定理由

について説明できるよう日頃から意識してください。

## Check Point

- ☑ **購入依頼・発注・納品・支払に際しては、本学の会計ルールを遵守してください。**  
(予算執行 Navi・学内限定)
- ☑ **自身のベンチャー企業から物品の調達を行う場合は、価格の多寡にかかわらず、自身で教職員発注を行うことは避け、利益相反担当にご連絡ください。** (p4 再掲)



<https://zaimu-etc.jmk.ynu.ac.jp/navi/>

## 9

## 留意点 ⑦ ライフサイエンス研究を実施する場合

## ●倫理審査が必要となる研究

ライフサイエンス研究では、人の尊厳や人権に関わる生命倫理上の問題、遺伝子組換え技術等に係る安全性の問題等に適切に対応していくことが重要になっています。

次に掲げる「倫理審査を必要とする研究の例」に類する研究を行う際は、利益相反等に係る自己申告手続きのほか、倫理審査の申請が必要な場合があります。**倫理審査は事後承認ができません**ので、下記ウェブサイト①にて審査要否の条件や手続き方法を確認のうえ、**研究開始2カ月前までに必要書類をご提出ください**。

## (倫理審査を必要とする研究の例)

人を対象とする生命科学・医学系研究、人を対象とする非医学系研究、遺伝子治療に関する研究、動物実験を伴う研究、遺伝子組換えを行う研究、研究用微生物を用いる研究

## ●その他、厚生科研及びAMED研究の申請及び採択に伴う利益相反の申出

厚生労働科学研究費補助金及びAMED(日本医療研究開発機構)の研究事業に採択された場合、所属機関へ利益相反等に係る自己申告を行い、審査の申出を行うことが求められています。下記ウェブサイト②の案内に沿って、所定の期限までに必要書類をご提出ください。

## (参考：研究推進機構ウェブサイト)

①ライフサイエンス研究等の審査体制について

<https://www.ynu.ac.jp/research/fair/system.html>



②利益相反マネジメントの手引き>厚生科研及びAMED研究の申請及び採択に伴う利益相反の報告について

[https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/other/conflict\\_of\\_interest/](https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/other/conflict_of_interest/)



**外国の政府・研究機関や企業等との間で  
兼業したり、資金提供を受けたりする場合**

- 近年、我が国では研究活動の国際化、オープン化に伴う外国の政府・研究機関や企業等との関係による新たに懸念されるリスク対応として「研究インテグリティ」確保の重要性が指摘されています。

外国の政府・研究機関や企業等との兼業や資金提供を受ける際の利益相反マネジメントは、基本的に国内と同様の考え方ですが、研究者自身が意図しない利益相反（危険性リスク）や研究環境の基盤的な価値が損なわれる懸念（技術流出・情報流出リスク、大学の信頼性が低下するリスク等）に留意してください。



- 研究インテグリティを確保するには、従来からの不正行為（捏造、改ざん、盗用）への対応、安全保障輸出管理等の法令遵守のほか、国際的な研究活動の透明性を確保し、利益相反に重点を置いた研究セキュリティのリスク管理が有効な手段となります。

**(研究セキュリティのリスク管理)**

安全保障輸出管理（技術の提供・貨物の輸出）の法令遵守のほか、知的財産の管理、サイバー・セキュリティ対策、研究データの保護、外国人訪問者の管理、施設設備アクセス管理など基盤的な研究環境を保全・防護するリスク管理です。

**(安全保障輸出管理)**

国際的な教育研究活動や産学官連携活動の過程で行われる技術データのやりとりや高性能な研究資機材の海外輸送は、まったく意図しないところで国際社会の安全を脅かす国やテロリスト等に転送され、悪用されてしまう恐れがないとは言えません。そのような状況に本学が陥ることがないように、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）を遵守するために、一元的な安全保障輸出管理を制度運用しています。

- 研究インテグリティ連絡会

本学では、外国の政府・研究機関や企業等との関係による新たに懸念されるリスクに係る情報の共有及び当該情報を分析し、本学の研究インテグリティを確保するため、研究インテグリティ連絡会及び相談窓口を置いています（巻末参照）。

## 11 利益相反に関する相談窓口

### ●一般的な利益相反マネジメントに関すること

研究・学術情報部 産学・地域連携課 知的財産係（利益相反マネジメント担当）

E-mail rie-mane@ynu.ac.jp

ホームページアドレス

[https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/other/conflict\\_of\\_interest/](https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/other/conflict_of_interest/)



### ●ライフサイエンス研究や審査に関すること

研究・学術情報部 研究推進課 研究総務係

E-mail kenkyu.somu@ynu.ac.jp

ホームページアドレス

<https://www.ynu.ac.jp/research/fair/system.html>



### ●研究インテグリティに関すること

研究インテグリティ連絡会

連絡会事務局：研究・学術情報部 研究推進課（研究インテグリティ担当）

E-mail kousei.kenkyu@ynu.ac.jp

連絡会の相談窓口ホームページアドレス

<https://www.ynu.ac.jp/research/fair/integrity.html>



利益相反の疑問や  
ご心配な点が  
あるときにはいつでも  
お気軽にご相談ください。



M E M O

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

**YNU** 横浜国立大学  
YOKOHAMA National University